

**質問書に対する回答**  
**首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事**

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書21-2構造物掘削について	躯体構築完了後に使用する埋戻し土は、施工箇所近くにはねつけ仮置きを行うことができるのでしょうか。もしくは仮置き場が存在し、仮置き場に運搬するのでしょうか。仮置き場がある場合、位置と運搬距離をご教示ください。	埋戻し土については、施工箇所近傍にはねつけ仮置き可能とお考えください。
2	特記仕様書21-4-4(1)中詰コンクリートの仕様について	特記仕様書では、「共通仕様書8-2-3コンクリートの種別に示す、B2-1とする」という記載があるので、設計基準強度は24N/mm <sup>2</sup> と考えます。一方、設計図において各橋台・橋脚の基礎杭詳細図では、規格が30N/mm <sup>2</sup> と記載されております。正しい仕様をご教示いただけますでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
3	PHC杭のフリクションカッターについて	設計図の基礎杭詳細図を確認すると、PHC杭の先端部にフリクションカッターがありません。フリクションカッターが必要となる場合は、設計変更対象となりますでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	特記仕様書21-3基礎材について	特記仕様書p.17に「基礎材Bに用いる砕石は、構造物掘削で発生したC-40(作業ヤード整備工 置換工C-40で埋め戻した材料)を使用する」と記載されていますが、構造物掘削で発生したC-40は基礎材投入箇所近くに仮置きして直接機械で投入できるということでしょうか。もしくは別の仮置き場から積込・運搬するのでしょうか。仮置き場がある場合、位置と運搬距離をご教示ください。	構造物掘削で発生したC-40については、基礎材B施工箇所に仮置きして直接機械で投入できるものとお考えください。
5	特記仕様書21-5-1構造物用コンクリート B2-1の仕様について	特記仕様書p.21ではB2-1の設計基準強度が24N/mm <sup>2</sup> と記載されておりますが、設計図の各橋台・橋脚の構造図(その1)では、30N/mm <sup>2</sup> と記載されております。正しい仕様をご教示いただけますでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
6	特記仕様書21-6型枠工 埋設型枠について	特記仕様書p.21の非腐食性の埋設型枠の仕様・規格をご教示いただけますでしょうか。	設計図62/277、72/277、82/277、91/277、100/277、109/277、120/277、129/277、138/277を参照の上、貴社の施工計画に基づきお考えください。
7	特記仕様書21-9-5支払いについて(作業ヤード整備工 置換工 特殊掘削A1、A2)	特記仕様書p.24で、置換工 特殊掘削A1、A2の支払いに関し、「鋼矢板(自立式土留め)の設置」の記載がありますが、撤去の記載がございません。構造物掘削で重複する部分以外は、置換工完了時に撤去すると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。

**質問書に対する回答**  
**首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事**

番号	質問箇所	質問事項	回答
8	特記仕様書21-9-5支払いについて(作業ヤード整備工 置換工C-40)	特記仕様書p.24で、置換工 C-40の支払いに関し、材料の費用にはロス分は考慮されておりますでしょうか。	特記仕様書21-9-5に示すとおり、置換工 C-40の施工に必要な費用に含まれるものとお考えください。
9	埋設型枠の区分について	設計業務成果の中の38_下部工北工事数量計算書[A1~P19].pdfのp.2の数量総括表では、区分が $20 \leq H$ となっており、例えば埋設型枠を使用するP4橋脚の数量集計表p.122では、区分が $H < 20$ となっております。どちらが正しいかご教示いただけますでしょうか。	設計図62/277、72/277、82/277、91/277、100/277、109/277、120/277、129/277、138/277に基づきお考えください。
10	基礎杭 既製杭(回転杭 $\phi 1200$ )の杭頭補強筋の仕様について	設計業務成果の中の38_下部工北工事数量計算書[A1~P19].pdfのp.4の数量総括表では、D35 SD490と記載されておりますが、設計図P1橋脚~P5橋脚の基礎杭詳細図(その2)では、D32 SD490と記載されております。正しい仕様をご教示いただけますでしょうか。	基礎杭 既製杭(回転杭 $\phi 1200$ )の杭頭補強筋の仕様については、設計図41/277、51/277、61/277、71/277、81/277に示すとおりです。
11	割掛対象表参考内訳書 工事用機械分解組立費①について	P18橋脚・P19橋脚において、掘削範囲でC範囲が存在し積算基準からはコラムシェルを使用すると考えられますが、割掛対象表参考内訳書の告示用機械分解組立費①にはコラムシェルの項目が計上されておられません。コラムシェルの組立解体費用は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	杭頭面以下の掘削を含むため、コラムシェルではなくバックホウでの掘削を想定しています。したがって、設計変更対象とはなりません。